

十勝総合振興局地域農業・農村振興推進室設置要綱

第1 目的

この要綱は、十勝地域の抱える課題を解決し、第6期北海道農業・農村振興推進計画に掲げる十勝地域の農業・農村の「めざす姿」を実現するため、消化液等のバイオマス資源の有効活用や普及促進などを目的として設置する十勝総合振興局地域農業・農村振興推進室の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 設置

十勝総合振興局地域農業・農村振興推進室（以下「推進室」という。）は産業振興部農務課に設置する。

第3 組織

- 1 推進室に室長及び室員を置く。
- 2 推進室の室長には農務課長を、室員には農務課、農業改良普及センター、調整課、整備課及び耕地出張所の職員をもって充てる。

第4 業務

推進室の業務は次のとおりとする。

- (1) 総括業務に関する事
- (2) 予算調整業務に関する事
- (3) バイオマス資源の有効活用に関する事
- (4) バイオマス資源の普及促進に関する事
- (5) 農業農村基盤整備事業の活用に関する事
- (6) その他局長及び部長の特命に関する事

第5 その他

推進室に係る業務の執行に当たっては、関係各課等と十分な連携を図るものとする。

この要綱は、令和5年（2023年）6月1日から施行する。